

1. 農林水産分野

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野)①

- ・ 我が国の全品目(農林水産物、鉱工業品)の関税撤廃率は95%、農林水産物の関税撤廃率は82%。
- ・ 農林水産物の重要5品目を中心に、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。

1. 各国の関税撤廃率(品目ベース)

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	82%	99%	95%	100%	100%	100%	97%	98%	97%	100%	99%	100%

(注1)日本以外の国の農林水産物については、国際的な商品分類(HS2012)において1~24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

(注2)大筋合意時に用いていたHS2007による品目分類を、HS2012によるものに修正したことを踏まえ、平成28年2月29日に数字を更新(関税に関する合意内容が変わるものではない)。

2. 我が国の関税を残すライン(全品目、農林水産物):HS2012

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9,321	459	
うち農林水産物	2,594	459	
うち関税撤廃したことがないもの	901	455	
うち重要5品目	(594)	(424)	
うち重要5品目以外	(307)	(31)	雑豆、こんにゃく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1,693	4	ひじき・わかめ

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ②

品目	現在の関税率	合意内容																																															
米	枠内税率:無税+マークアップ 枠外税率:341円/kg	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>枠外税率(341円/kg)</u>を維持。 • その上で、既存のWTO枠(77万玄米トン)の外に、米国・豪州に対して、<u>SBS方式の国別枠</u>を設定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 米国: 5万実トン(当初3年維持) → 7万実トン(13年目以降) 豪州: 0.6万実トン(当初3年維持) → 0.84万実トン(13年目以降) </div>																																															
小麦	枠内税率:無税+マークアップ 枠外税率:55円/kg	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)</u>を維持。 • 既存のWTO枠に加え、米国(15万ト、7年目以降)、カナダ(5.3万ト(同))、豪州(5万ト(同))に<u>SBS方式の国別枠</u>を新設。 • <u>マークアップ</u>を9年目までに45%削減。 																																															
大麦	枠内税率:無税+マークアップ 枠外税率:39円/kg	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>枠外税率(39円/kg)</u>を維持。 • 既存のWTO枠に加え、<u>SBS方式のTPP枠(6.5万ト(9年目以降))</u>を新設。 • <u>マークアップ</u>を9年目までに45%削減。 																																															
麦芽	枠内税率:無税 枠外税率:21.3円/kg	<ul style="list-style-type: none"> • 現行<u>枠外税率(21.3円/kg)</u>を維持。 • 現行の関税割当て制度のほかに、<u>需要動向に連動しない定量の国別枠</u>を新設。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">いってないもの</th> <th colspan="2">いったもの</th> <th colspan="2">国別枠 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カナダ</td> <td>発効時</td> <td>89千ト</td> <td>発効時</td> <td>4千ト</td> <td>発効時</td> <td>93千ト</td> </tr> <tr> <td>豪州</td> <td>発効時</td> <td>72千ト</td> <td>発効時</td> <td>3千ト</td> <td>発効時</td> <td>75千ト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米国</td> <td>発効時</td> <td>20千ト</td> <td>発効時</td> <td>0.7千ト</td> <td>発効時</td> <td>20.7千ト</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>32千ト</td> <td>11年目</td> <td>1.05千ト</td> <td>11年目</td> <td>33.05千ト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>発効時</td> <td>181千ト</td> <td>発効時</td> <td>7.7千ト</td> <td>発効時</td> <td>188.7千ト</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>193千ト</td> <td>11年目</td> <td>8.05千ト</td> <td>11年目</td> <td>201.05千ト</td> </tr> </tbody> </table>		いってないもの		いったもの		国別枠 計		カナダ	発効時	89千ト	発効時	4千ト	発効時	93千ト	豪州	発効時	72千ト	発効時	3千ト	発効時	75千ト	米国	発効時	20千ト	発効時	0.7千ト	発効時	20.7千ト	6年目	32千ト	11年目	1.05千ト	11年目	33.05千ト	計	発効時	181千ト	発効時	7.7千ト	発効時	188.7千ト	6年目	193千ト	11年目	8.05千ト	11年目	201.05千ト
	いってないもの		いったもの		国別枠 計																																												
カナダ	発効時	89千ト	発効時	4千ト	発効時	93千ト																																											
豪州	発効時	72千ト	発効時	3千ト	発効時	75千ト																																											
米国	発効時	20千ト	発効時	0.7千ト	発効時	20.7千ト																																											
	6年目	32千ト	11年目	1.05千ト	11年目	33.05千ト																																											
計	発効時	181千ト	発効時	7.7千ト	発効時	188.7千ト																																											
	6年目	193千ト	11年目	8.05千ト	11年目	201.05千ト																																											
粗糖・精製糖等	71.8円/kg(粗糖) 103.1円/kg(精製糖)	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の<u>糖価調整制度</u>を維持。 • 高精度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 • 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。 																																															

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ③

品目		現在の関税率	合意内容
加糖調製品		29.8%(加糖ココア粉) 10.0%(チョコレート菓子)など	<ul style="list-style-type: none"> 品目ごとにTPP枠を設定(計6.2万トン(当初)→9.6万トン(品目ごとに6~11年目以降))。
でん粉	でん粉等	枠内税率:0~25% 枠外税率:119円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 糖価調整制度(調整金の徴収)、枠外税率(119円/kg)は現行通り維持。 TPP参加国を対象とした7,500tのTPP枠を設定(即時)。
	コーン スターチ ばれいしょ でん粉	枠内税率:0~25% 枠外税率:119円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 米国に対し無税の国別枠の設定。* 枠数量は、2,500tから6年目に3,250t。 * 調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収。
	イヌリン	枠内税率:25% 枠外税率:119円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 米国とチリに対し、無税の国別枠の設定。 枠数量は、240tから11年目に300t。
牛肉		38.5%	<ul style="list-style-type: none"> 16年目に最終税率を9%とし、関税撤廃を回避(米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。 16年目までという長期の関税削減期間を確保。 輸入急増に対するセーフガードを措置(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。
豚肉	豚肉	差額関税制度 ・524円/kg<輸入価格の場合:4.3% ・524円/kg≥輸入価格の場合:546.53円/kgと 輸入価格の差額 ・64.53円/kg≥輸入価格の場合:482円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。 10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。
	ハム・ ベーコン	差額関税制度	<ul style="list-style-type: none"> 初年度50%削減し、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃。 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。
	ソーセージ、 その他豚肉 調製品	10%(ソーセージ) 20%(その他豚肉調製品)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃。

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ④

品目		現在の関税率	合意内容	
乳製品	脱脂粉乳	枠内税率: 25%、35%+マークアップ 枠外税率: 21.3%+396円、425円 29.8%+396円、425円	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳、バターについて、<u>枠外税率の関税削減・撤廃は行わず</u>、現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>国家貿易でないTPP枠を設定</u>。 (生乳換算で6万t(当初)→7万t(6年目以降)) (最近の追加輸入量の範囲内で設定)	
	バター	枠内税率: 35%+マークアップ 枠外税率: 29.8%+985円、 29.8%+1159円		
	ホエイ	枠内税率: 25%、35%+マークアップ 枠外税率: 29.8%+425円、687円	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、<u>最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保</u>。 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。 	
	チーズ	29.8% 等	<ul style="list-style-type: none"> <u>日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持</u>。 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、<u>長期の経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保</u>。 	
畑作物	こんにゃく いも	こんにゃくいも	枠内税率: 40% 枠外税率: 2796円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 枠内税率について現行維持 枠外税率について段階的に6年目までに15%削減
		製品	21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に6年目までに15%削減
	茶	17%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に6年目に関税撤廃 	

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑤

品目		現在の関税率		合意内容	
畑作物	トマトピューレー・ペースト	枠内税率: 無税 枠外税率: 16%		・段階的に6年目に関税撤廃。	
	トマトケチャップ	21.3%		・段階的に6年目又は11年目に関税撤廃。	
	トマトソース	17%			
	トマトジュース	21.3%、29.8%			
	かぼちゃ (生鮮) アスパラガス (生鮮) にんじん (生鮮)	3%		・即時関税撤廃。	
	たまねぎ	課税価格が1kgにつき67円以下のもの	8.5%		・段階的に6年目に関税撤廃
		課税価格が1kgにつき67円を超え73円70銭以下のもの	「8.5%」又は「73.70円/kg－(課税価格)/kg」のうち低い方		
課税価格が1kgにつき73円70銭を超えるもの		無税		—	

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑥

	品目	現在の関税率	合意内容
果樹	オレンジ (生果)	6月～11月 16% 12月～5月 32%	<ul style="list-style-type: none"> ・4月～11月 段階的に6年目に関税撤廃 ・12月～3月 初年度に20%削減、3年間据置、その後段階的に8年目に関税撤廃(関税削減期間中はセーフガードを措置)
	オレンジ(果汁)	「21.3%」、「25.5%」、「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に6年目又は11年目に関税撤廃。
	りんご (生果)	17%	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度に25%削減、その後段階的に11年目に関税撤廃。
	りんご(果汁)	「19.1%」、「23%」、「29.8%」、「34%又は23円/kgのうちの高い方」	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に8年目又は11年目に関税撤廃。
	さくらんぼ(生果)	8.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度に50%削減、その後段階的に6年目に関税撤廃。
	パインアップル(生果)	17%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に11年目に関税撤廃。
	パインアップル (缶詰)	枠内税率: 無税 枠外税率: 33円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の関税割当て制度のほか、枠外税率について段階的に6年目までに15%削減
	ぶどう (青果)	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・即時関税撤廃
林産品	合板	10%、 8.5%(熱帯木材14種)、 6%(その他熱帯木材、広葉樹、針葉樹)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいものについては、<u>16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード</u>。 マレーシア: 熱帯木材14種合板、その他熱帯木材合板、広葉樹合板 ベトナム: 広葉樹合板、その他熱帯木材合板(一部)、針葉樹合板(一部) カナダ、NZ、チリ: 針葉樹合板 ・ 上記以外のものについては、11年目に関税撤廃。
	SPF製材 ※トウヒ属・マツ属・モミ属 (Spruce、Pine、Fir)の製材。	4.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入額の大きいカナダに対しては、16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード。その他の国に対しては、11年目までの関税撤廃期間。ただし、ニュージーランドについては、即時関税撤廃。

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑦

品目	現在の関税率	合意内容
あじ(生鮮・冷凍)	10%	<ul style="list-style-type: none"> ・(米国以外)段階的に16年目に関税撤廃。 ・(米国)段階的に12年目に関税撤廃、ただし8年間現行税率を維持。(10%→0%)
さば(生鮮・冷凍)	生鮮:10% 冷凍:7%	
まいわし	10%	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮は段階的に11年目、冷凍は段階的に6年目に関税撤廃。
ほたてがい	10%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に11年目に関税撤廃。
まだら	生鮮10% 冷凍6% すり身4.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮は段階的に11年目、冷凍とすり身は即時に関税撤廃。
するめいか	5%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に11年目に関税撤廃。
あかいか、やりいか	生鮮5% 冷凍3.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮は段階的に11年目、冷凍は段階的に6年目に関税撤廃。
みなみまぐろ、めばちまぐろ、太平洋くろまぐろ、 冷凍大西洋くろまぐろ等	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に11年目に関税撤廃。
生鮮大西洋くろまぐろ、冷凍びんながまぐろ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に6年目に関税撤廃。
かつお、きはだまぐろ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・即時関税撤廃。
かつお・まぐろ調製品等	9.6%	
ます、ぎんざけ、大西洋さけ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に11年目に関税撤廃。
太平洋さけ、生鮮べにぎけ等	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に6年目に関税撤廃。
冷凍べにぎけ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・即時関税撤廃。
さけ・ます調製品	9.6%	
干しのり	1.5円/枚、40%	<ul style="list-style-type: none"> ・即時に15%削減
こんぶ	15%	
わかめ、ひじき	10.5%	
うなぎ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・即時関税撤廃。
うなぎ調製品	9.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に11年目に関税撤廃。

水産品

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑧

品目	現在の関税率	合意内容
キャンデー ホワイトチョコレート 砂糖菓子	25%	無税のTPP枠の設定。 枠内数量は3,000t → 6,000t(11年目)。
チューインガム	24%	段階的に11年目に関税撤廃。
ビスケット	スイートビスケット 20.4% ビスケット、クッキー及びクラッカー (砂糖入り) 15%	スイートビスケット 段階的に11年目に関税撤廃。 ビスケット、クッキー及びクラッカー(砂糖入り) 段階的に6年目に関税撤廃。
パスタ	スパゲティ 30円/kg マカロニ 30円/kg その他パスタ 5.1～23.8%	スパゲティ 段階的に9年目までに60%削減。 マカロニ 段階的に9年目までに60%削減。 その他パスタ 段階的に11年目に関税撤廃。
植物油脂	大豆油 10.9円/kg、13.2円/kg 菜種油 10.9円/kg、13.2円/kg 米油 8.5円/kg、10.4円/kg	大豆油 段階的に6年目に関税撤廃。 菜種油 段階的に6年目に関税撤廃。 米油 段階的に11年目に関税撤廃。
食用加工油脂	マーガリン 29.8% ショートニング 12.8%	マーガリン 段階的に6年目に関税撤廃。 ショートニング 段階的に6年目に関税撤廃。

加工食品

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑨

日本の輸出関心農林水産品目に関する大筋合意の概要

➤ 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得。

※重点品目：水産物、加工食品、コメ・コメ加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶

主な品目の交渉結果と輸出の現状		市場アクセス	
品目	国	現行[EPA税率]	交渉結果
コメ	米国	1.4セント/kg	5年目撤廃
牛肉	米国	枠外26.4% 枠内(200トン、4.4セント/kg)	15年目撤廃 (無税枠:3,000トン(1年目)→6,250トン(14年目))
	カナダ	26.5%	6年目撤廃
	メキシコ	枠外20~25% 枠内[6,000トン、2.0~2.5%]	10年目撤廃
豚肉	ベトナム	15%又は27%[16.875%]	8又は10年目撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
味噌	米国	6.4%	5年目撤廃
	ベトナム	20%	5年目撤廃
醤油	米国	3%	5年目撤廃
	ベトナム	30%[16.4%]	6年目撤廃
りんご	ベトナム	15%[7.3%]	3年目撤廃
なし	米国	無税又は0.3セント/kg	即時撤廃
	カナダ	無税又は2.81セント/kg(ただし10.5%以上)	即時撤廃
茶	ベトナム	40%[22.5%]	4年目撤廃
日本酒 (財務省所管物資)	米国	3セント/リットル	即時撤廃
	カナダ	2.82~12.95セント/リットル	即時撤廃
	ベトナム	59%[23.6%]	3年目撤廃
焼酎 (財務省所管物資)	カナダ	12.28セント/リットル(無水エチルアルコール)	即時撤廃
チョコレート	米国	2%~(52.8セント/kg+ 8.5%)	即時~20年目撤廃
	ベトナム	13~25%	5~7年目撤廃
切り花	米国	3.2%~6.8%	即時撤廃
	カナダ	無税~16%	即時撤廃

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(ルール分野) ①

1. 物品以外の市場アクセス

投資(第9章関係)、サービス(第10章関係)

市場アクセス改善については、原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。日本企業の海外進出の観点から、諸規制の緩和や撤廃が進んだうえ、現状が明確化され、透明性が向上。

* 個別の具体的成果として、我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。

(例)ベトナム

TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト(Economic Needs Test)」(注)を廃止。

(注)出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度

(例)マレーシア

小売業(コンビニ)への外資規制の緩和(コンビニへの外資出資禁止→出資上限30%)

小売業の諸手続が緩和され、透明性も向上

2. ルール関係

第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス章

○ 輸出税(第2.16条)

いずれの締約国も、本章の附属書に定める場合を除くほか、他の締約国の領域への製品の輸出について、関税、租税その他の課徴金を採用し、又は維持してはならないこと等を規定。

○ 輸出補助金(第2.23条)

締約国は、農産品に関する輸出補助金を多数国間において撤廃するという目標を共有するとともに、WTOにおける合意の達成のため協力すること、いずれの締約国も他の締約国向けの農産品に対する輸出補助金を採用し、又は維持することができないこと等を規定。また、本条の規定は、WTO農業協定第10条の規定の下でとられる措置を対象とするものではない旨を規定。

○ 輸出制限—食糧安全保障(第2.26条)

締約国は、他の締約国への食料の輸出又は輸出のための販売を禁止又は制限する場合には、一定の場合を除くほか当該禁止又は制限に係る措置が効力を生ずる日の少なくとも30日前に、また、いかなる場合にも当該措置が効力を生ずる日前に当該措置を他の締約国に通報すること、当該通報には当該措置を課し、又は維持する理由及び当該措置が1994年のGATT第11条2(a)の規定に適合していることの説明等を含めること、当該食料の輸入国として実質的な利害関係を有する他の締約国の要請に基づき協議を行うこと、当該措置を通常6ヶ月以内に終了すべきであること等を規定。

○ 農業セーフガード(第2.28条)

TPP協定に基づく原産品である農産品は、WTO農業協定の下でとられる特別セーフガード(SSG)により課される税の対象としてはならないことを規定。(注:TPP域内からの輸入であっても、輸入者が、TPP協定の適用を受けずMFN税率で輸入するものはSSGの対象。)

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(ルール分野) ②

○ 現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易(第2.29条)

締約国の法令及び政策の採用又は修正を求めるものではない旨規定した上で、現代のバイオテクノロジーによる生産品(遺伝子組換え作物)の承認に際しての透明性(承認のための申請に必要な書類の要件、危険性又は安全性の評価の概要及び承認された産品の一覧表の公表)、未承認の遺伝子組換え作物が微量に混入された事案についての情報の共有(輸入締約国の要請に基づき輸出締約国において現代のバイオテクノロジーによる生産品につき承認を受けた企業に対し情報の共有を奨励する規定を含む。)、情報交換のための作業部会の設置等について規定。

○ 協議(譲許表の一部)

我が国は、TPP協定の効力発生から7年経過後、又は、第三国若しくは関税地域に特恵的な市場アクセスを供与する国際協定の発効若しくは改正の効力発生に必要な我が国と当該第三国等による法的手続が完了した後、相手国からの要請に基づき、自国の譲許表で規定される関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関連する原産品の取扱いに関して協議を行う旨を定める規定を、豪州、カナダ、チリ、NZ及び米国との間で相互に規定。

第3章 原産地規則及び原産地手続章

輸入される産品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特恵待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特恵待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) TPP特恵税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)
- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)
- (3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

第5章 税関当局及び貿易円滑化章

税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、行政上及び司法上の審査の確保等について規定。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) 迅速通関(関税法の遵守を確保するために必要な期間内(可能な限り貨物の到着から48時間以内)に引取りを許可)
- (2) 急送貨物(通常の状態において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可)
- (3) 輸入者、輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度(関税分類、原産性等)(150日以内に回答)
- (4) 自動化(輸出入手続を、単一の窓口において、電子的に完了することができるよう努める)

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(ルール分野) ③

第7章 衛生植物検疫(SPS)措置章

SPS章は、科学的な原則に基づいて、WTO加盟国に食品の安全(人の健康又は生命の保護)を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっており、日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食品の安全が脅かされるようなことはない。

第8章 貿易の技術的障害(TBT)章

TPP協定のTBT章では、WTO・TBT協定に基づく各国の権利・義務を基本的に維持しつつ、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の透明性の向上を図る規定が設けられており、我が国が他の締約国による強制規格等の作成に関する情報を確実に入手し、要望等を提出することが容易となり、我が国企業が他の締約国において活動する際の予見可能性が高まることが期待される。遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない。

○ あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法に関する附属書

締約国が、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用において専有されている製法に関する情報を収集する場合、正当な目的を達成するために必要なものに限ること、当該情報の秘密が、国内産品の情報の秘密と同様に、かつ、正当な商業的利益を保護するような態様で尊重されることを確保すること等を規定。

○ 有機産品に関する附属書

各締約国は、有機産品の生産、加工又は表示に関し、強制規格、任意規格又は適合性評価手続を自国のそれらと同等なものとして受け入れ、又は承認することについての他の締約国からの要請を可能な限り速やかに検討することを奨励されること等を規定。

第18章 知的財産章

○ 国際協定(第18.7条)

各締約国は、以下に掲げる協定を批准し、又はこれに加入する旨を規定。

(a)・(b) (略)

(c) 植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)

(d)・(e) (略)

○ 地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続(18.31条)

地理的表示の保護又は認定のための行政手続を定める場合、①過度の負担となる手続を課することなく申請等を処理すること、②申請等の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続を定めること、③地理的表示の保護又は認定の取消しについて定めること等を規定。

○ 国際協定 (18.36条)

締約国は、他の締約国又は非締約国が関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、事後の取消手続に代えて、利害関係者に対し、異議申立ての手続に参加する有意義な機会を提供する等の措置を行うことができる旨等を規定。

○ 農業用の化学品のための開示されていない試験データその他のデータの保護(第18.47条)

締約国は、新規の農業用の化学品の販売承認を与える条件として、当該化学品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、当該新規の農業用の化学品の販売承認の日から少なくとも10年間、第三者がそのような情報又は当該販売承認に基づき、同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨等を規定。

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(ルール分野) ④

第20章 環境章

○ 漁業補助金(第20.16条)

漁業補助金に関しては、①漁獲に対する補助金であって、濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、②IUU漁業※に従事する漁船に対して交付される漁業補助金を禁止している。持続的漁業の発展、多面的機能の発揮や震災復興に必要な日本の漁業補助金については、禁止される補助金には該当せず、引き続きその交付が可能。

※ IUU漁業…違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業(illegal, unreported, and unregulated fishing)

○ 保存及び貿易(第20.17条)

締約国は、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処することの重要性を確認し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく義務を履行するための法令その他の措置を採用し、維持し、及び実施すること、自国の領域において危険にさらされている野生動植物を保護し、及び保存するための適当な措置をとることを約束すること等を規定。また、締約国は、信頼性のある証拠によれば野生動植物の保存等を主たる目的とする自国の法令又は他の関係法令に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力すること等を規定。

【Ⅱ 3 (1)】

①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

関税削減による長期的な影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を集中的に講ずる。

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

○合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図る。

○消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

○規制改革・税制改正

攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行する。

「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

○麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する。

「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（8割→9割）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる（国1：生産者1→国3：生産者1）。
 - ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。
 - ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した（※）上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。
- ※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。

○甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

※ 金額は平成27年度補正予算の額

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現します。

① 意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入 【53億円】

意欲ある農業者の経営発展を促進する農業用機械・施設の導入を支援します。

○担い手確保・経営強化支援事業

対象者

適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区（又は活用することが確実な地区）において売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域の担い手

※ 人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定新規就農者若しくは集落営農組織であること又は農地中間管理機構から貸借権の設定を受けた者であること

補助対象

農業用機械、農業用ハウス等施設の導入

補助率

事業費の1/2以内

（1経営体当たり法人：3,000万円、個人：1,500万円を上限に配分）



② 無利子化等の金融支援措置の充実 【110億円】

意欲ある農業者の経営発展、産地の収益力向上等を後押しするための実質無利子化、無担保・無保証人化を措置するとともに、意欲ある農業法人に対する出資を通じた支援を実施します。

○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）の実質無利子化措置等 【100億円】（基金化）

新たに攻めの経営展開に取り組む人・農地プランの中心経営体等に対し、以下の支援を措置

① 貸付当初5年間実質無利子（融資枠：1,000億円）

② 実質無担保・無保証人（融資枠：200億円）

《スーパーL資金の概要》

- ・ 使 途：施設整備（農地取得を含む）、長期運転資金等
- ・ 借入期間：25年以内（うち据置期間10年以内）
- ・ 借入限度：個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
法人 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

○ 農業法人に対する投資 【10億円】

新たに攻めの経営展開に取り組む農業法人に対する出資による支援

《投資育成事業の概要》

- ・ 投資主体：日本公庫、地銀等が出資する投資事業有限責任組合等
- ・ 出資限度：出資後の総発行株式・持分の2分の1以内
- ・ 投資期間：10～15年

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

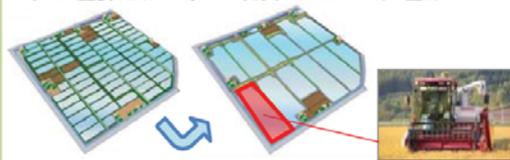
③ 農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化

【370億円】

担い手の米の生産コストを大幅に削減するため、農地の大区画化・排水対策と水管理の省力化のための整備を一體的に推進します。

<整備のイメージ>

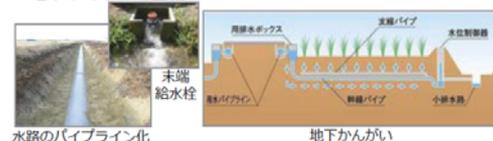
- 大型農業機械の導入が可能な大区画のほ場を整備



<効果 米の生産コストの低減（円/60kg）>



- 水管理の省力化を可能とするパイプライン化、地下かんがいを整備



※ 対象地区：
平均経営規模15ha程度以上かつ1ha程度以上の大区画で実施した地区（H22～24年度完了地区）
※ 「日本再興戦略」における担い手の米生産コスト削減目標
16,000円/60kg(23年産米全国平均)
→9,600円/60kg

実施主体 国、都道府県

負担率・補助率 2/3、50% 等

④ 中山間地域等における担い手の収益力の向上 【10億円】

中山間地域等において、担い手の収益力の向上を図るため、経営の規模拡大や高収益作物の導入等を図る担い手の取組を支援します。



地域特性に応じた収益力向上計画を策定

- 農地の集積（経営規模の拡大）
- 高収益作物の導入（営農計画の転換）
- 作物等の高付加価値化（農産物のブランド化等）

対象者 ・農地中間管理機構等から新たに農地を借り受け、収益力の向上を図る担い手
・収益性の高い作物の導入等を図る担い手

対象地域 中山間地域等（特定農山村法等、地域振興8法で指定された地域）

補助率 定額（5万円/10a以内）

国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力強化を図ります。

① 産地パワーアップ事業の創設 【505億円】（基金化）

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む平場・中山間地域などの産地に対し、**全ての農作物を対象として総合的に支援**します。この際、取組の面的拡大を図る産地等が**戦略的に事業を活用できるよう、複数年・複数品目にわたる事業計画も支援対象**とします。

・ICTを活用した高性能機械の導入により、高効率な水田・畑作農業に取り組む事例



【GPS自動操舵システムの導入】

・競争力のある品種の改植や、新たな園芸団地の形成により、高収益作物・栽培体系への転換に取り組む事例



【競争力のある品種】
(写真：ふじ、デコポン)



【トマト団地の形成】

対象者 地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられる農業者、農業者団体

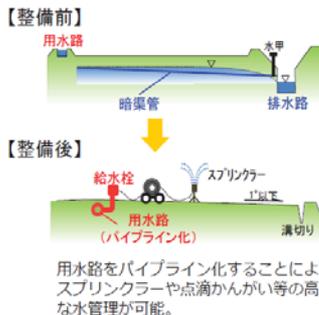
補助対象 ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入
② 穀類遠赤外線乾燥機や果樹の非破壊検査機等の施設導入
③ 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入
④ 果樹の競争力のある品種について、同一品種での改植 等

補助率 施設整備は1/2以内、農業機械のリース導入は本体価格の1/2以内 等

② 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化 【406億円】

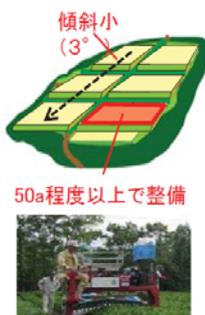
高収益作物を中心とした営農体系への転換を図るため、平場・中山間地域などにおける**水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化**を推進します。

(1) 水田の畑地化の例



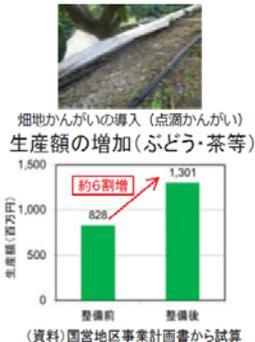
用水路をパイプライン化することにより、スプリンクラーや点滴かんがい等の高度な水管理が可能。

(2) 畑地・樹園地の高機能化の例



50a程度以上で整備

大区画化に伴う大型機械の導入



実施主体 国、都道府県

負担率・補助率 2/3、50% 等

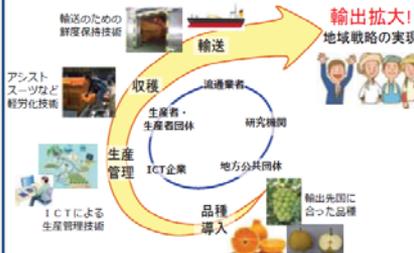
国際競争力のある産地イノベーションの促進

③ 新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発 ○革新的技術開発・緊急展開事業 【100億円】

(1) 地域の競争力強化のための革新的技術体系の確立支援

先進技術を組み合わせ、生産現場に導入可能な革新的な技術体系の確立

(例) 地域戦略(果実の輸出拡大)の実現に向けた実証研究



実施主体 (研) 農業・食品産業技術総合研究機構

(2) 次世代の先導的な技術開発

新たな需要を生み出す国産ブランド品種の開発



ロボット技術等を活用した生産性の限界を打破する新たな生産体系の開発

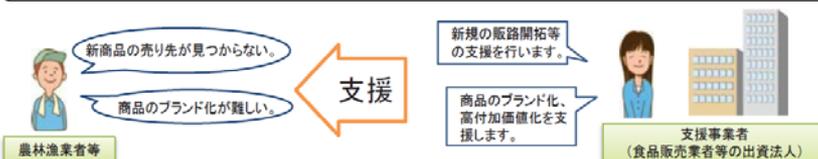


直線型とロボット技術による果樹の省力化

補助率 定額

④ 農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用

6次産業化に取り組む農林漁業者等の国内外の**販路開拓**等を支援する事業者を新たに**株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資対象**に追加します。



⑤ 製粉工場・製糖工場等の再編整備 【46億円の内数】

農産物の流通に必須となる加工施設のコスト削減を図るため、**製粉工場・製糖工場等の再編合理化**を支援します。

○加工施設再編等緊急対策事業

実施主体 製粉企業、精製糖企業 等

補助率 定額、1/2以内



製粉施設



精製糖工場

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ります。

① 畜産クラスター事業の拡充【610億円】（基金化）

畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入を支援します。また、基金化により弾力的な運用を行います。

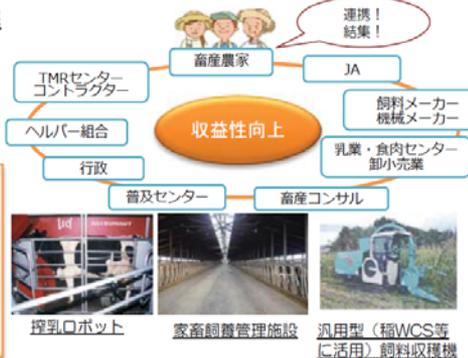
○畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

補助率 1/2以内、定額

支援対象者 個別経営体、法人等

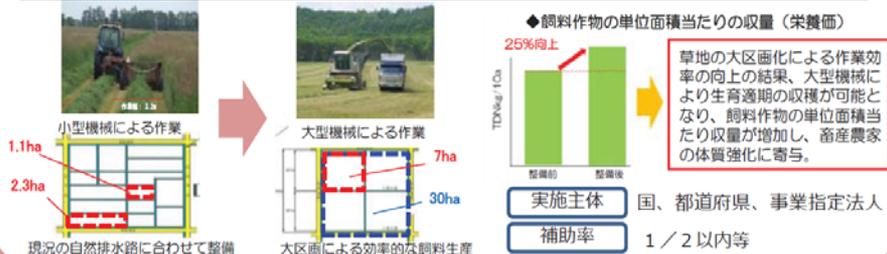
拡充のポイント

- 基金化により複数年度の事業実施を含めて弾力的な運用が可能に
- 家畜導入の支援を新規就農の場合に加え、地域的な規模拡大（貸付方式の施設整備）の場合にも拡大
- 地域での連携をコーディネートする人材育成を新たに支援



② 畜産クラスターの取組を後押しする草地整備【164億円】

地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、大型機械化体系に対応した草地の大区画化等の基盤整備を支援します。



③ 和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上【30億円】（基金化）

和牛受精卵・性別別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援します。

○畜産・酪農生産力強化対策事業

- 和牛受精卵の活用、発情発見装置・分娩監視装置等の導入
- 性別別精液・受精卵の活用
- 優良な純粋種豚・精液の導入等

実施主体 民間団体

補助率 1/2以内



畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

④ 畜産物のブランド化等の高付加価値化【100億円の内数】

旨み成分の評価指標やそれに基づく和牛の改良技術など、国の主導で次世代の技術体系を生み出す研究開発を実施します。



○革新的技術開発・緊急展開事業

実施主体 (研) 農業・食品産業技術総合研究機構

⑤ 自給飼料の一層の生産拡大【7億円】

自給飼料の生産拡大の障害となっている難防除雑草の駆除による草地改良等の取組を支援します。

○草地難防除雑草駆除等緊急対策事業

- 高位生産草地への転換や駆除対策の活用・普及等
- 利用率の低下した公共牧場等における草地の有効活用

<難防除雑草>



実施主体 民間団体 補助率 1/2以内等

⑥ 畜産農家の既往負債の軽減対策【20億円】（基金化）

意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を創設します。

○畜産経営体質強化支援資金融通事業

対象者 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

貸付条件 ・償還期限 酪農及び肉用牛25年以内（うち据置期間5年以内）
養豚15年以内（うち据置期間5年以内）

・貸付利率 0.7%以内（貸付当初5年間は無利子）

・利子補給率 1.01% ※貸付利率及び利子補給率はH27.11.20現在

融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

⑦ 家畜防疫体制の強化

家畜保健衛生所による飼養衛生管理・農場消毒に係る指導を徹底します。

実施主体 都道府県、民間団体等

補助率 1/2 等

⑧ 食肉処理施設・乳業工場の再編整備の推進【46億円の内数】

食肉処理施設の施設統合、乳業工場の製造ラインの転換の取組を支援します。

○加工施設再編等緊急対策事業

実施主体 食肉処理業者、乳業者等

補助率 1/2以内等



食肉処理施設



生クリーム貯蔵タンク

高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産物を推進します。

輸出目標「2020年1兆円」の前倒しを目指す



① 重点品目毎の輸出促進対策

○ 品目別対策【85億円】

米

- 共同での精米・燻蒸、包装米飯の輸出等新たなビジネスモデル構築の取組の実証
- 現地ニーズに合った日本産米・米加工品フェアの開催、PRコンテンツの充実
- 米輸出拡大のための実践的調査

畜産物

- モモ肉・バラ肉等の輸出体制の整備
- 牛乳乳製品の冷凍・輸送技術の実証
- 日本産畜産物フェアの開催

青果物

- 植物検疫条件に対応するための表面殺菌処理機材等の整備
- 輸出先国の残留農薬基準に対応するための防除暦の作成
- 低温貯蔵・輸送技術の実証

茶

- 新たな抹茶加工技術の実証
- 輸出先国での残留農薬基準の設定

林産物

- 日本の加工技術を活かした木材製品仕様の作成
- 輸出先国での木材製品の展示

水産物

- 大規模な拠点漁港における共同利用施設等の一体的整備、HACCP対応のための加工施設、関係機器の整備
- 日本産水産物フェアの開催

○ 日本食魅力発信【3億円】

- 海外メディアの活用
- 料理講習会等のプロモーション活動
- 海外消費者の意識購買行動実態調査・分析



○ 農畜産物輸出拡大施設整備事業【43億円】

- 高度な衛生基準を満たすHACCP対応の施設の整備
- 輸出先国のニーズに対応した加工処理施設の整備
- コールドチェーンシステムの確保に資する低温保管施設の整備

HACCP対応することにより輸出先の衛生基準に対応

低温管理することによりコールドチェーンシステムを確立

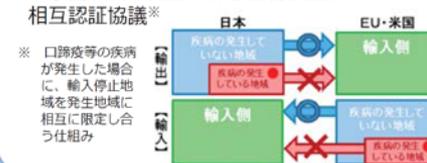


高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

② 輸出阻害要因の解消

○ 戦略的な動植物検疫協議の推進

- 輸出戦略実行委員会で重点対象とされた国・品目について、二国間協議
- 家畜疾病の発生に係る動物検疫システムの相互認証協議※



※ 口蹄疫等の疾病が発生した場合に、輸入停止地域を発生地域に相互に限定し合う仕組み

○ ジャパンスタンダードの海外発信【0.1億円】

日本の食品産業や農業で使いやすく、かつ国際的に通用する日本発の、

- HACCPをベースとした食品安全管理規格
- 輸出用GAPを戦略的に策定し、国内外に普及

③ 地域の収益力強化

○ 産地と外食・中食等が連携した新商品開発【36億円】

産地と複数年契約をする外食・中食・加工業者による国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援します。

○ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業

対象者

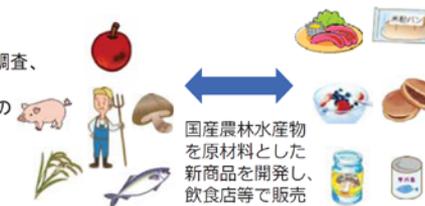
産地(生産者、生産者団体等)と複数年契約を締結する外食業者等

支援内容

- 新商品の開発のためのニーズ調査、新商品の開発に必要な試作費
- 新商品の開発に必要な機械等の開発・改良等を支援

補助率

定額、1/2以内



○ 訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進【4億円】

広域観光周遊ルート上の農山漁村地域における農産物直売所など外国人旅行者の受入体制を整備します。

事業主体

市町村等

支援内容

- 外国人が農林水産物を購入しやすい環境整備
販売戦略の策定、販売施設におけるWi-Fi環境構築、多言語標示板の設置等を支援
- 販売施設等の整備
訪日外国人への農林水産物販売を促進するために必要な農産物直売所等の整備を支援

補助率

① 定額 ② 事業費の1/2



合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大します。

① 合板・製材生産性強化対策事業【290億円】（基金化）

対象者 「体質強化計画」に沿って事業を行おうとする林業・木材産業等関係者

支援内容 大規模・高効率の木材加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備等を支援

実施主体 民間団体等 **補助率** 定額（1/2以内等）



② 違法伐採緊急対策事業【2億円】

合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集など対策の充実を図ります。

対象者 違法伐採対策として合法木材の利用促進に取り組む団体

支援内容 1. ワークショップ、セミナーの開催、各種広報の取組を支援
2. 生産国における木材流通実態や輸入事業者等が行う合法性のリスク評価に係る取組実態の把握

実施主体 民間団体等

補助率 定額、委託



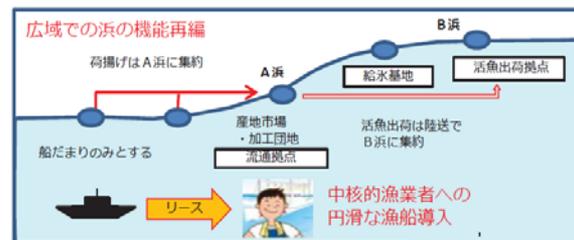
浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図ります。

水産業競争力強化緊急事業【225億円】（基金化）

（補助率：1/2、定額 事業実施主体：民間団体）

広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン・漁船漁業構造改革広域プラン）

◆ 広域な漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革を推進



□ プランに基づく収入向上・コスト削減の実証的取組（養殖用生餌安定供給、操業における共同作業・資材の共同利用等）への支援

＜プランに基づき以下の事業を実施＞

① 水産業競争力強化緊急施設整備事業

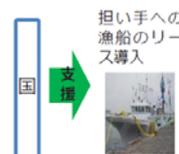
高鮮度化、産地市場統合等による共同利用施設の新設・改築、既存施設の撤去を支援

（補助対象施設例）
水産加工処理施設 産地市場



② 浜の担い手漁船リース緊急事業

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、中核的漁業者への必要な漁船のリース導入を支援



③ 漁船漁業構造改革緊急事業

「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、中核的漁業者への国際水準に見合った漁船の導入を支援



④ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

生産性の向上、省力・省コストに資する漁業用機器等の導入を支援



自己負担部分に係る融資について実質無利子化等を措置

※ 「水産物輸出拡大緊急対策事業」にて、今後輸出拡大が見込まれる大規模な拠点漁港における荷さばき所、冷凍冷蔵・集荷施設等の一体的な整備、輸出先国のHACCP対応のための水産加工・流通施設の改修、品質・衛生条件への適合に必要な機器整備等を支援。

消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

① 大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発 【4億円】

地域産品の魅力を発信するイベントを実施するとともに、商工会等が取り組む地域農林水産物を活用した魅力ある地域産品の開発を支援します。

○国産農林水産物・食品への理解増進事業

(1) 大規模集客施設等において、全国の地域特産品を集めた販売促進イベントを支援



(2) 地域の農林水産物等を活用した魅力ある地域ブランド商品づくりに向けた、商工会議所・商工会等の以下の取組を支援

- ① 地域産品ストーリー深掘りのための産地PR（マッチング）
- ② マーケティング力の強化に向けたビッグデータ活用講習会
- ③ 地域産品のブランド化に向けた講習会、デザイン作成支援、販路開拓 等

② 諸外国との地理的表示の相互認証の推進

我が国の地理的表示（GI）の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進及び海外のGI産品の模倣防止等による消費者の保護を図るため、諸外国と相互にGIを保護できる制度を整備します。



※ 酒類業を所管する国税庁では、日本酒全体のブランド価値向上や輸出促進のため、酒類業組合法に基づく地理的表示制度により、2015年に地理的表示「日本酒」を指定。

③ 病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化

- (1) 家畜防疫官・植物防疫官の増員
- (2) 国際空港での検疫探知犬の増頭



総額 3,122億円（再掲分を除く）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
 - 担い手確保・経営強化支援事業 【53億円】
 - 担い手経営発展支援金融対策 【100億円】
 - 農業法人経営発展支援投資育成事業 【10億円】
 - 農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共） 【370億円】
 - 中山間地域等担い手収益力向上支援事業 【10億円】
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
 - 産地パワーアップ事業 【505億円】
 - 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共） 【406億円】
 - 革新的技術開発・緊急展開事業 【100億円】
 - 加工施設再編等緊急対策事業 【46億円】
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
 - 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 【610億円】
 - 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共） 【164億円】
 - 畜産・酪農生産力強化対策事業 【30億円】
 - 革新的技術開発・緊急展開事業（再掲） 【100億円】
 - 草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 【7億円】
 - 畜産経営体質強化支援資金融通事業 【20億円】
 - 加工施設再編等緊急対策事業（再掲） 【46億円】
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓
 - 輸出促進緊急対策 【33億円】
 - 水産物輸出拡大緊急対策事業（一部公共） 【55億円】
 - 農畜産物輸出拡大施設整備事業 【43億円】
 - 日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業 【0.1億円】
 - 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 【36億円】
 - 農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業 【4億円】
- 合板・製材の国際競争力の強化
 - 合板・製材生産性強化対策事業 【290億円】
 - 違法伐採緊急対策事業 【2億円】
- 持続可能な収益性の高い採業体制への転換
 - 水産業競争力強化緊急事業 【225億円】
- 消費者との連携強化
 - 国産農林水産物・食品への理解増進事業 【4億円】

TPP対策28補正予算事業一覧（農林水産省関係）

総額 3,453億円

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
 - 担い手確保・経営強化支援事業 【53億円】
 - 担い手経営発展支援金融対策 【46億円】
 - 農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共） 【370億円】
 - 農業経営塾の展開支援 【2億円】
 - 中山間地域所得向上支援対策 【300億円】
 - うち産地パワーアップ事業優先枠 50億円
 - うち畜産・酪農収益力強化整備等特別対策（畜産クラスター）事業優先枠 50億円
 - うち農業農村整備事業優先枠 100億円

- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
 - 産地パワーアップ事業 【570億円】
 - 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共） 【496億円】
 - 農林水産分野におけるイノベーションの推進 【117億円】
 - 加工施設再編等緊急対策事業 【10億円】

- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
 - 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 【685億円】
 - 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共） 【94億円】
 - 畜産・酪農生産力強化対策事業 【16億円】
 - 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 【9億円】
 - 畜産経営体質強化資金対策事業 【17億円】

- 高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓
 - 農林水産物の輸出力の強化 【270億円】
 - ・輸出に取り組む民間事業者への支援
 - 国内外での輸出拠点の整備（一部公共） 203億円
 - ・輸出に取り組む民間事業者に対する側面支援
 - 輸出拡大のためのサポート体制の充実 56億円
 - 政府が主体的に行う輸出環境の整備 11億円

- 合板・製材の国際競争力の強化
 - 合板・製材生産性強化対策 【330億円】
 - C L T利用促進総合対策 【10億円】
 - 「クリーンウッド」利用推進事業 【2億円】

- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
 - 水産業競争力強化緊急事業 【255億円】

- 消費者との連携強化
 - 国産農林水産物・食品への理解増進事業 【2億円】

- 生産資材価格の見える化等 【1億円】

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)として、

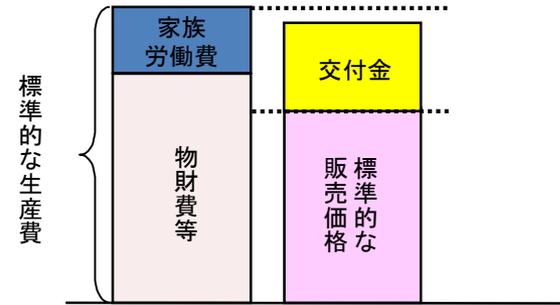
- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する
- ② 国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とするための規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 畜産物の価格安定に関する法律の改正

- ・ 肉用牛・肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、(独)農畜産業振興機構がその差額を補填するための交付金を交付。

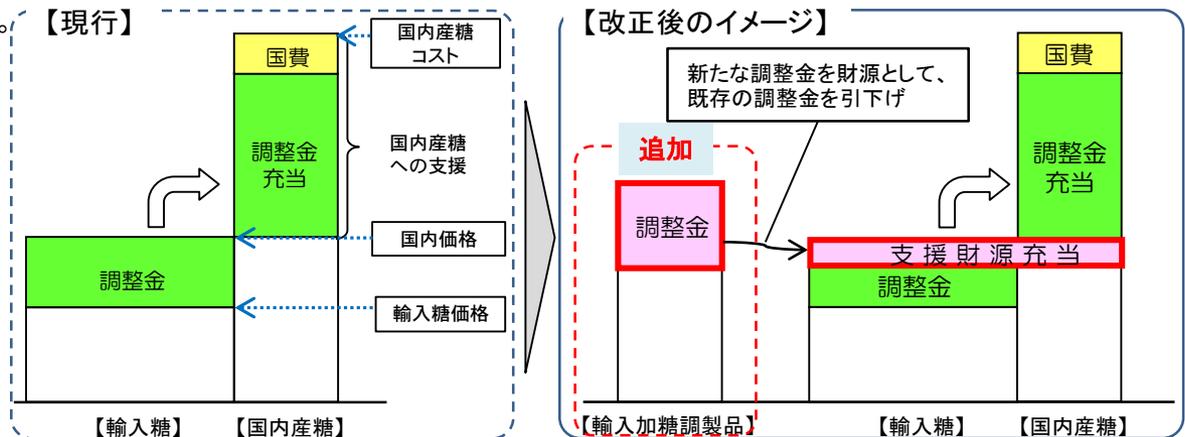
併せて、旧来の買入れ・保管・売渡しによる市場介入・需給操作を行う牛肉・豚肉の価格安定制度を廃止(近年発動実績が全くなし)。



※ 上記に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、機構の業務の規定を整備。

B. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の改正

- ・ 砂糖の価格調整に関する制度を拡充。機構が輸入加糖調製品(ココア調製品等)から調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化。



※ 上記に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、機構の業務の規定を整備。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)として、我が国の地理的表示(GI)の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るため、諸外国と相互に地理的表示(GI)を保護できる規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

現
行

【地理的表示法】

* Geographical Indicationの略

- ・ 生産地と結びついた特色ある農林水産物等の名称(地理的表示 = GI*)を生産地や品質等の基準とともに登録・保護。
- ・ 平成28年11月時点で計21産品を登録。
- ・ 海外の産品についても、個別の申請を受付。他方、我が国の産品が海外でGI保護を受けるためには、生産者自身による海外での申請が必要。

- ・ 夕張メロン(北海道)
- ・ 十勝川西長いも(北海道)
- ・ あおもりカンス(青森県)
- ・ 江戸崎かぼちゃ(茨城県)
- ・ 市田柿(長野県)
- ・ 神戸ビーフ(兵庫県)
- ・ 三輪素麺(奈良県)
- ・ 鳥取砂丘らっきょう(鳥取県)
- ・ 下関ふく(山口県、福岡県)
- ・ 八女伝統本玉露(福岡県)
- ・ くまもと県産い草畳表(熊本県)
- ・ 鹿児島県産黒酢(鹿児島県) 他



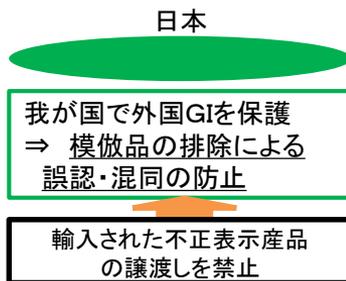
TPP
による
変化

- ・ TPP協定において、諸外国と相互にGIを保護する場合の共通ルール*が確立
- * ① 2国間・多国間の国際協定により、GIの相互保護が可能(個別の申請がなくても保護)
② 事前の異議申立手続の義務化、GI保護の拒絶事由の明確化 など

国際協定によるGIの相互保護の仕組みを導入

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI産品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定

改正
後の
イメ
ー
ジ



GIの海外での保護を通じた農林水産物・食品の輸出促進に資する

3. 施行期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日。